

第3次総合計画策定へ

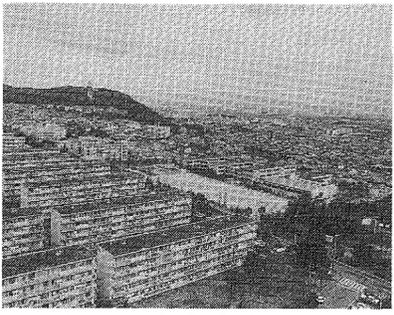
21世紀の街づくり構想

プランづくりを本格スタート

市では、将来の街づくりの指針となる「八幡市第3次総合計画」の策定作業に、今年から本格的に取り組みを始めています。新総合計画は、市制施行20周年にあたる平成8年度からの10年間の指針として、21世紀の街づくりの指針ともなるもの。策定にあたっては、市民のみなさんの声を積極的に取り入れ、双方向で進めていく予定です。

総合計画の構成と役割
市は、市制施行20周年の昭和62年3月、都市としての基礎となる指針となる第1次総合計画を策定。その後の10年間は、第1次総合計画を修正し、都市としての成長の指針となる第2次総合計画を策定してまいりました。

この3次総合計画は、第2次総合計画を踏襲しつつ、市情の変化に対応し、新たな課題を解決するための指針として策定されます。また、第3次総合計画は、第2次総合計画を踏襲しつつ、市情の変化に対応し、新たな課題を解決するための指針として策定されます。



個性と魅力があふれる住みよい街づくりをめざして第3次総合計画づくりをスタート

市民の声を計画に反映
総合計画は、市民の声を計画に反映させることが重要です。市では、市民の声を積極的に取り入れ、双方向で進めていく予定です。

阪神大震災に多くの苦意

市からも被災地へ救援活動
阪神大震災に際しては、市からも被災地へ救援活動を行っています。市では、被災地の復興を支援するために、様々な取り組みを行っています。

和同開珎が出土

内里八丁遺跡
和同開珎が出土したと発表された。これは、奈良時代の重要な遺物であり、当時の文化や技術を示している。

生涯学習の推進

生涯学習の推進
生涯学習の推進を図るため、市では様々な取り組みを行っています。市民の生活の質を向上させるために、生涯学習の機会を提供しています。

津津公会堂が完成

津津公会堂が完成
津津公会堂の完成が発表された。これは、市民の集いの場として重要な役割を果たす施設です。

流れ橋の復旧に着工

流れ橋の復旧に着工
流れ橋の復旧工事が着工された。これは、地域の景観を回復させるための重要な取り組みです。



スポーツ少年団大会 寒風切って健脚競う

八幡市スポーツ少年団新春恒例の「新春のついで」大会が、1月8日に開催された。参加した44チーム約400人の児童が健脚を披露した。

スポーツ少年団は、少年スポーツ活動の普及と振興を図るため、昭和59年に発足。年次行事として開催される「新春のついで」は、協力で友情と歓びを、をテーマに、団員たちが日ごろの競技から離れて交流を深め合うことを目的に、昭和62年から開催されている。

伝コースは、木津川河川敷の川口市民公園をスタートし、サイクリングロードを経て、市民スポーツ公園をゴールとする9区間、全長約11キロ。選手たちはそれぞれのユニフォームを身にまとい、日ごろ鍛えた体力とチームワークを競い合いました。

ZOOM IN

生涯学習の推進

生涯学習の推進
生涯学習の推進を図るため、市では様々な取り組みを行っています。市民の生活の質を向上させるために、生涯学習の機会を提供しています。

津津公会堂が完成

津津公会堂が完成
津津公会堂の完成が発表された。これは、市民の集いの場として重要な役割を果たす施設です。

流れ橋の復旧に着工

流れ橋の復旧に着工
流れ橋の復旧工事が着工された。これは、地域の景観を回復させるための重要な取り組みです。

地域コミュニティに活用

地域コミュニティに活用
地域コミュニティの活性化を図るため、市では様々な取り組みを行っています。市民の生活の質を向上させるために、地域コミュニティの活用を促進しています。

復興の足音

復興の足音
被災地の復興を支援するために、市では様々な取り組みを行っています。被災地の復興を支援するために、様々な取り組みを行っています。

津津公会堂が完成

津津公会堂が完成
津津公会堂の完成が発表された。これは、市民の集いの場として重要な役割を果たす施設です。

流れ橋の復旧に着工

流れ橋の復旧に着工
流れ橋の復旧工事が着工された。これは、地域の景観を回復させるための重要な取り組みです。

地域コミュニティに活用

地域コミュニティに活用
地域コミュニティの活性化を図るため、市では様々な取り組みを行っています。市民の生活の質を向上させるために、地域コミュニティの活用を促進しています。

福祉の街の担い手たち

福祉の街の担い手たち
福祉の街の担い手たちとして、様々な取り組みを行っています。市民の生活の質を向上させるために、福祉の街の担い手たちとして、様々な取り組みを行っています。

みれあいの場「コーヒーヒーハウス」

みれあいの場「コーヒーヒーハウス」
みれあいの場「コーヒーヒーハウス」が開設された。これは、市民の集いの場として重要な役割を果たす施設です。

あそぼう会

あそぼう会
あそぼう会が開設された。これは、市民の集いの場として重要な役割を果たす施設です。

出張受付日程表

月日	曜日	場所	時間
3月1日	水	志水公民館	9:00~16:00
3月2日	木	山栗公民館	9:00~16:00
3月3日	金	式部園集会所	9:00~11:30
3月3日	金	長町南集会所	13:00~16:00
3月3日	金	長町北集会所	14:00~15:00
3月5日	日	ニチイ八幡店	10:00~16:00
3月6日	月	二区公会堂	9:00~16:00
3月7日	火	双葉集会所	9:00~11:30
3月7日	火	月夜田南山集会所	13:00~16:00
3月8日	水	石清水ビューハイブ集会所	9:00~11:30
3月8日	水	西山集会所	13:00~16:00
3月9日	木	備本公民館	9:00~16:00
3月10日	金	備本公民館	9:00~16:00
3月13日	月	上区公会堂	9:00~16:00
3月14日	火	南ヶ丘隣保館	9:00~11:30
3月14日	火	都隣保館	13:00~16:00
3月15日	水	上茶良公会堂	9:00~11:30
3月15日	水	戸津公会堂	13:00~16:00
3月16日	木	中区公会堂	9:00~16:00
3月17日	金	内里公会堂	9:00~16:00
3月17日	金	幸水集会所	9:00~11:30
3月20日	月	美濃山グリーンタウン集会所	13:00~16:00
3月20日	月	美濃山公会堂	14:00~15:00
3月22日	水	安屋塚集会所	9:00~11:30
3月22日	水	柿ヶ谷集会所	13:00~16:00
3月23日	木	川口コミュニティセンター	9:00~16:00
3月24日	金	吉井松里公会堂	9:00~11:30
3月24日	金	金銀公会堂	13:00~16:00
3月26日	日	南センター集会所	9:00~16:00
3月27日	月	南センター集会所	9:00~16:00
3月28日	火	北センター集会所	9:00~11:30
3月28日	火	E地区集会所	13:00~16:00
3月29日	水	中央センター集会所	9:00~16:00
3月30日	木	中央センター集会所	9:00~16:00

交通災害共済に加入を

年間500円の掛金で最高120万円の見舞金

《掛金の内容》

区分	個人負担額	市補助額	備考
生活保護家庭 身体障害者手帳1級~3級所持者 家族全員65歳以上の老人家庭	—	500円	1月に送付した文書の持参を 申込時に手帳の持参を
母子・父子家庭及び遺児 療育手帳A所持者	300円	200円	申込時に申し出を
上記以外の人	300円	200円	申込時に手帳の持参を 受付場所で申し込みを

市消防本部では、平成7年度の「交通災害共済」加入の受け付けを行います。
1人年間500円の掛金で、1万円から最高120万円の見舞金が支給されます。万一の事故に備えて、家族ぐるみでご加入を。
■加入資格 市内に在住、住民登録または外国人登録をしている人
■加入受付 右表の出張受付のほか、3月中は市役所1階市民課窓口で、午前9時から午後4時30分まで受け付けます。(ただし、土曜、日曜、祝日は除く)

家族そろって加入を

問い合わせ
消防本部総務課
☎981-4119

出張受付日程表

月日	曜日	場所	時間
3月1日	水	志水公民館	9:00~16:00
3月2日	木	山栗公民館	9:00~16:00
3月3日	金	式部園集会所	9:00~11:30
3月3日	金	長町南集会所	13:00~16:00
3月3日	金	長町北集会所	14:00~15:00
3月5日	日	ニチイ八幡店	10:00~16:00
3月6日	月	二区公会堂	9:00~16:00
3月7日	火	双葉集会所	9:00~11:30
3月7日	火	月夜田南山集会所	13:00~16:00
3月8日	水	石清水ビューハイブ集会所	9:00~11:30
3月8日	水	西山集会所	13:00~16:00
3月9日	木	備本公民館	9:00~16:00
3月10日	金	備本公民館	9:00~16:00
3月13日	月	上区公会堂	9:00~16:00
3月14日	火	南ヶ丘隣保館	9:00~11:30
3月14日	火	都隣保館	13:00~16:00
3月15日	水	上茶良公会堂	9:00~11:30
3月15日	水	戸津公会堂	13:00~16:00
3月16日	木	中区公会堂	9:00~16:00
3月17日	金	内里公会堂	9:00~16:00
3月17日	金	幸水集会所	9:00~11:30
3月20日	月	美濃山グリーンタウン集会所	13:00~16:00
3月20日	月	美濃山公会堂	14:00~15:00
3月22日	水	安屋塚集会所	9:00~11:30
3月22日	水	柿ヶ谷集会所	13:00~16:00
3月23日	木	川口コミュニティセンター	9:00~16:00
3月24日	金	吉井松里公会堂	9:00~11:30
3月24日	金	金銀公会堂	13:00~16:00
3月26日	日	南センター集会所	9:00~16:00
3月27日	月	南センター集会所	9:00~16:00
3月28日	火	北センター集会所	9:00~11:30
3月28日	火	E地区集会所	13:00~16:00
3月29日	水	中央センター集会所	9:00~16:00
3月30日	木	中央センター集会所	9:00~16:00

税特集

忘れずに

申告相談

2月16日(木)~3月15日(水) 文化センター第3会議室

《月~金曜日 午前9時~11時30分、午後1時~4時》

パートの奥さんと税

配偶者控除



パート収入が年100万円以下なら、配偶者控除が適用される。...

Table showing tax implications for part-time workers and their spouses based on income levels.

配偶者特別控除

生計を同じくする配偶者(他の納税者の扶養親族とされる人及び青色事業専従者、白色事業専従者を除く)の収入が、次の表に掲げる額の場合、上記の配偶者特別控除と別に、配偶者特別控除の適用を受けることができます。

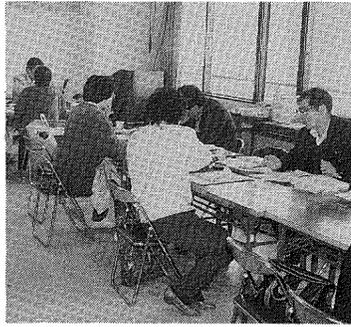
Table detailing the spouse special deduction amounts based on the spouse's income.

※配偶者特別控除は、所得金額の合計額(繰越控除前)が100万円を超える年については受けられません。

所得税

所得税申告が必要な人

所得が一定以上の人は、確定申告(国、地方自治体の住民税の申告)を併せて行わなければならない。...



混雑が予想されますので申告はお早めに

所得税の各種控除の額

配偶者控除(配偶者の収入が一定以下の場合)、扶養控除(扶養親族がいる場合)などの控除額を示す。

市民税 標準税率で課税しています。市町では一律に課税されています。...

税務署の出張納税相談。宇治税務署では、次の日程で出張相談を開催します。

■開設日 2月22日~3月3日(土・日を除く)
■時間 午前10時~11時30分、午後1時~4時
■場所 文化センター3階会議室

市の税金は高いの?

「他市町に比べて八幡市の税金は高いのでは」という市民のみなさんの声をお聞きする。...

市税 標準税率で課税しています。市町では一律に課税されています。...

損失申告ができる場合。平成6年中の「所得」の合計額が、平成7年中の「所得」の合計額より減少した場合、その減少した金額が、その年の「所得」の合計額を起すことができます。

所得が還付される人。確定申告することで所得が還付される人は、次の場合に該当します。

災害時の避難場所をお知らせします

Large table listing disaster evacuation locations across various districts, including school names, addresses, and phone numbers.

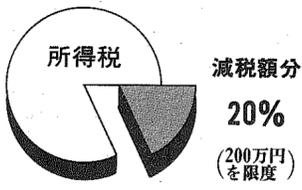
防災のための家庭や地域を

地震や台風などの災害が発生したとき、市役所から連絡します。避難場所や地域を指定していただきます。

◆問い合わせ 総務部総務課 ☎983-1111

所得税の特別減税

〈平成6年分の所得税〉



所得税の特別減税は、平成6年分所得税の課税者に対して、原則として、平成6年分の所得税額（通常の税額計算により算出）の20%相当額（200万円を限度）が控除されます。

所得税の特別減税の対象となる人は、平成6年分所得税の納税者です。所得税の特別減税の対象となるのは、給与所得者等の給与所得、退職所得、配当所得、雑所得等（総所得）から、非課税所得（控除対象所得）を除いた所得に相当する額です。

住民税の特別減税

〈平成7年度の住民税〉



住民税（市・府民税）の特別減税は、平成7年度（6年分所得）の個人住民税所得割額の納税者に対して、平成7年度個人住民税所得割額の15%相当額（2万円を限度）が控除されます。

住民税の特別減税の対象となる人は、平成7年度住民税所得割額の納税者です。所得税の特別減税と同様に、所得割額から所得割額の15%相当額が控除されます。

税特集

所得税 住民税

確定申告を

住民税申告が必要な人

住民税申告が不要な人

住民税の各種控除の額

- 所得控除の各種控除の額
 - ①基礎控除 38万円
 - ②配偶者控除 26万円
 - ③扶養親族控除 26万円
 - ④寡妻・寡夫控除 26万円
 - ⑤障害者控除 26万円
 - ⑥高齢者控除 26万円
 - ⑦特別障害者控除 33万円
 - ⑧寡妻・寡夫等特別障害者控除 33万円
 - ⑨勤労者控除 26万円
 - ⑩学生控除 26万円
 - ⑪学業奨励控除 26万円
 - ⑫ひとり親等特別障害者控除 33万円
 - ⑬障害者等特別障害者控除 33万円
 - ⑭障害者等特別障害者控除 33万円

お問い合わせは
総務部課税課へ
☎983-1111(代表)

申告書

住民税

2月15日から文化センター1階と総務部2階の申告受付を行います。住民税（市税・府民税）の申告書（必要事項を記入し、3月15日まで申告書を提出してください。ただし、確定申告をする人は、給与振替簿等の提出は不要です）

支払った徴収書を持ち出し、その額を申告していただき、事務の申告は、住民税の申告書を提出した人は不要です。

内容	月日	対象
所得税	2月22日	男山地区対象 男山公民館 午前9時～11時30分 午後1時～4時
	2月23日	6区地区対象 南ヶ丘隣保館 午前9時～11時30分 午後1時～4時
住民税（事業税）	2月24日	橋本地区対象 橋本公民館 午前9時～11時30分 午後1時～4時
	2月27日	都々城地区対象 都々城市民センター 午前9時～11時30分
住民税（事業税）	2月28日	有智郷地区対象 有智郷市民センター 午前9時～11時30分

不動産取得税及び固定資産税の減額

新築住宅の購入は、固定資産税の減額の特典が受けられます。平成7年度（6年分所得）の個人住民税所得割額の納税者に対して、平成7年度個人住民税所得割額の15%相当額（2万円を限度）が控除されます。

市税納付は口座振替で

市税の納付は、口座振替をご利用ください。金融機関の窓口で手続きすれば、各納税月に市役所や銀行などに出かける手間が省け、延滞金などを余分に納めることはありません。

バイクと軽自動車 住所変更をお忘れなく

軽自動車やバイクなどを所有している人は、登録の住所が前住所のままですと軽自動車税やバイク税が前住所の市町村で課税されます。また、車検のときに必要な納税証明書の交付も前住所の市町村へ行かなくてはなりません。軽自動車などの登録が変更されているかどうか、お確かめください。

家屋売却や取壊し 土地購入者の課税

1月21日以降に土地や家屋を売却した場合は、平成7年度（6年分所得）の個人住民税所得割額の納税者に対して、平成7年度個人住民税所得割額の15%相当額（2万円を限度）が控除されます。

同和問題 市民講座

「人間を語る」
90年代の生き方 ②
ジャーナリスト 黒田 清さん

納税は 振替納税で

確定申告による所得税の納期限は3月15日（水）ですが、振替納税を利用すると4月18日（火）が納付日となります。振替納税の手続きは簡単です。銀行や農協などの金融機関、税務署まで受け付けをしていただきます。

こんなときは	持参するもの
他市区町村から転入してきたとき	印かん、転出証明書
他の健康保険をやめたとき	印かん、健康の離脱証明書
生活保護を受けなくなったとき	印かん、保護廃止決定通知書
子供が生まれたとき	印かん、保険証、母子健康手帳
他市区町村へ転出したとき	印かん、保険証
他の健康保険に加入したとき	印かん、国保と健保等の保険証
生活保護を受けるようになったとき	印かん、保険証、保護開始決定通知書
死亡したとき	印かん、保険証、死亡を証明するもの
退職者医療制度に該当したとき	印かん、保険証、年金証書
退職者医療制度に該当しなくなったとき	印かん、保険証
住所、世帯主、氏名などが変わったとき	印かん、保険証
保険証をなくしたとき、よくてなくなったとき	印かん、使えなくなった保険証、身分を証明するもの
他市区町村に下宿するとき	印かん、保険証、在学証明書

健康を守る国保 支える保険税

病気がけがは、いつ、どんなときに襲いかかるかわかりません。そんなとき、医療費を全額自分で支払うことになったら、肉体的・精神的苦痛だけでなく、経済的苦痛も背負うことになります。国保（国民健康保険）は、日ごろから、みんなでお金を出し合い、病気がけがをしたときに必要な費用に充てる相互扶助を基本とした医療制度です。みなさんがお医者さんにかかった場合、医療費の3割（退職者医療制度加入者は2割）を支払うだけで済み、残りの分は国保から支払われます。また、高額療養費も本人からの申請により、後日、国保が支払います。この国保の制度は、国の補助金とともに、みなさんからの納付していた保険料が大切な財源です。私たちの健康な生活、命を守ってくれるこの制度を正しく理解し、保険料を必ず納期限内に納付しましょう。

最低賃金

東京都最低賃金 (単位:円)

最低賃金の件名	日額	時間額
東京都最低賃金	4,868	609

産業別最低賃金 (単位:円)

最低賃金の件名	日額	時間額
印刷業	5,505	689
金属業・成形品・ボルト・ナット・リベット・小ネジ・木ネジ等製造業	5,637	708
金属加工機械・繊維機械・一般産業用機械・装置・事務用等機械器具製造業	5,656	709
電気機械器具製造業	5,571	698
自動車・同附属品・鉄道車両・同部分品、その他の輸送用機械器具製造業	5,653	708
船舶製造・修理業、業	5,659	709
各種商品小売業 (百貨店、その他の各種商品小売業)	5,371	673
自動車小売業	5,529	692

納期限内に必ず 納めましょう

国保年金課 ☎983-1111 (内線236)

◆新用途地域の種類と標準移行(原則として→に移行します)

Table mapping existing zones to new ones. Includes categories like Residential (住居系), Commercial (商業系), and Industrial (工業系).

第一種低層住居専用地域



低層住宅の良好な環境を守るための地域です。小規模なお店や事務所をかねた住宅などが建てられます。

第二種低層住居専用地域



主に低層住宅の良好な環境を守るための地域です。150㎡までのお店などが建てられます。

第一種中高層住居専用地域



中高層住宅の良好な環境を守るための地域で、500㎡までのお店などが建てられます。

第二種中高層住居専用地域



主に中高層住宅の良好な環境を守るための地域です。1500㎡までのお店や事務所などが建てられます。

第一種住居地域



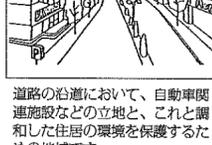
住居の環境を守るための地域です。300㎡までの店舗や事務所などが建てられます。

第二種住居地域



主に住居の環境を守るための地域です。店舗や事務所などが建てられます。

準住居地域



近隣商業地域



近隣住民が日用品の買物をする店舗等の業務の利便の増進を図る地域で、住宅や店舗のほか小規模の工場も建てられます。

新用途地域案の概要

住居系の用途地域を細分化

平成4年に都市計画法と建築基準法の一部が改正され、住居系の用途地域がこれまでの3区分から7区分に細分化されたことになりました。また同時に、各用途地域で建築できる建築物についても見直しが行われました。これらを受けて、本市では、これまでの住居系の用途地域を「新用途地域案」を作成しました。新用途地域への移行は平成8年6月までに行います。なお今回は、現在の市街化区域内の用途地域が指定されている区域での見直しです。

◆新用途地域別の主な建築物の用途制限

各用途地域における住居環境の保護、商業・工業などの業務の利便の増進を図るために、建築することができる建築物の用途については、次の制限が行われます。

Large table showing usage restrictions for various building types across different zones. Includes columns for building types and zones, and a '備考' (Remarks) column.

注) 本表は、改正後の建築基準法別表第二の概要であり、すべての制限について掲載したものではありません。

■容積率・建ぺい率の制限
良好な市街地環境の保全・形成や、道路・下水道等の整備とバランスを図るために、地域の特性等に応じて、容積率(建築物の延べ床面積の敷地面積に対する割合)及び建ぺい率(建築物の建築面積の敷地面積に対する割合)の最高限度が定められます。

■高さ制限
市街地や各建築物の採光、通風、開放性等を確保するために、用途地域に応じて、建築物の高さについて

の制限があります。
■外壁の後退距離限度・建築物の敷地面積最低限度
第一種低層住居専用地域と第二種低層住居専用地域においては、低層住宅に係る良好な住居環境の保護のため、建築物等を建てる時に道路または敷地の境界から1メートルまたは1.5メートル以上離す「外壁の後退距離の限度」や、建築物を建てるには定められた面積以上の敷地を必要とする「建築物の敷地面積の最低限度」が定められる場合があります。

◆標準移行と異なる用途地域への変更区域

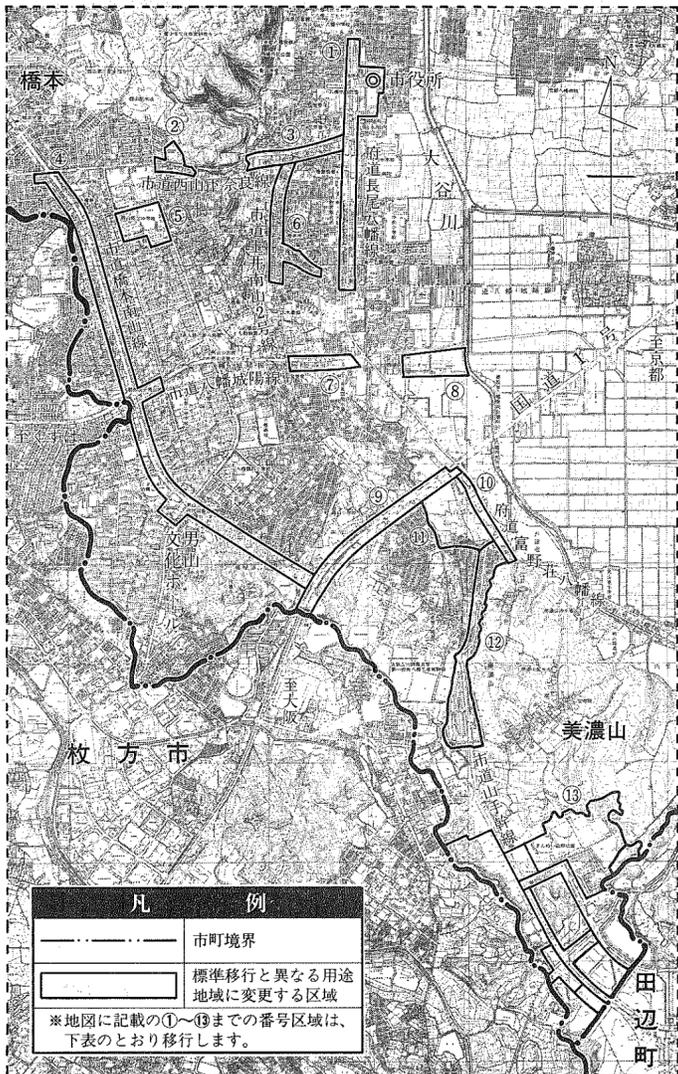


Table listing specific transition areas with their location, current zone, and new zone. Includes addresses like 'Fudoshinji 8-chome' and 'Miyama 1-chome'.

Diagrams and text for Industrial (工業専用), Industrial (工業), and Quasi-Industrial (準工業) zones. Includes descriptions of permitted activities and building types.

Diagram and text for Commercial (商業) zones. Includes descriptions of permitted activities and building types.

◆問い合わせ 建設部都市計画課 ☎983-1111内線340

平成7年消防出初式 地域の防火防災へ 決意を新たに



今年がいつよりも、重要な一歩を踏み出した。消防出初式は、地域の防火防災の決意を新たに示す。平成7年消防出初式は、2月8日、新消防団の平成7年消防出初式が山崎公園で開かれた。消防団員約300名、消防ポンプ自動車、消防車が参加し、消防本部部長が激励の言葉を述べた。消防団員は、消防ポンプ自動車、消防車が参加し、消防本部部長が激励の言葉を述べた。消防団員は、消防ポンプ自動車、消防車が参加し、消防本部部長が激励の言葉を述べた。

地震だ! 八幡幼稚園で避難訓練

先生の教えを守って、安全な場所へ

避難を想定した避難訓練が、1月15日、八幡幼稚園(園長 田代)で行われた。園児は先生の指示を守り、安全な場所に避難した。この訓練は、園児の安全意識を高めることを目的として実施された。園児は先生の指示を守り、安全な場所に避難した。この訓練は、園児の安全意識を高めることを目的として実施された。

61人が優良団員として表彰

今年度の消防出初式で表彰された

今年度の消防出初式で、61名の団員が優良団員として表彰された。表彰式は、消防本部で開催された。表彰された団員は、消防活動に積極的に参加し、地域の防火防災に貢献した。消防本部部長は、表彰された団員に激励の言葉を述べた。



今年1年の防火を願って、一斉放水(山崎中学校で)

20歳の門出を祝う成人式

今年も1412人が新成人

今年も1412人が新成人となった。成人式は、1月15日、山崎公園で開かれた。新成人は、地域のリーダーとして成長を遂げ、社会に貢献することを誓った。成人式では、新成人に激励の言葉を述べた。新成人は、地域のリーダーとして成長を遂げ、社会に貢献することを誓った。

新春ウイークラリーで快汗

家族連れら450人が参加

新春ウイークラリーが、1月12日、山崎公園で開催された。家族連れら450人が参加し、快汗を流した。ウイークラリーは、市民の健康増進を目的として実施された。参加者は、快汗を流し、健康増進を図った。

短歌

地域の風景や人情を詠じた

短歌は、地域の風景や人情を詠じた。短歌コンクールでは、多くの作品が寄せられた。優勝作品は、地域の美しさを詠じた。短歌コンクールは、市民の創作意欲を高めることを目的として実施された。

俳句

四季の情景を詠じた

俳句は、四季の情景を詠じた。俳句コンクールでは、多くの作品が寄せられた。優勝作品は、四季の美しさを詠じた。俳句コンクールは、市民の創作意欲を高めることを目的として実施された。

年度	火災件数	救急件数	搬送人員	火災死者
6年1月-12月	25件	1581件	1673人	1人
5年1月-12月	22件	1629件	1742人	-

第10回市民合唱大会

市民の歌声が響いた

第10回市民合唱大会が、1月20日、山崎公園で開催された。市民の歌声が響いた。合唱大会は、市民の絆を深めることを目的として実施された。参加者は、楽しい合唱を行った。

障害児の社会参加と自立をめざして

地域社会との交流を促進

障害児の社会参加と自立をめざして、地域社会との交流を促進する。障害児は、地域社会の一員として活躍できることを目指す。障害児は、地域社会の一員として活躍できることを目指す。障害児は、地域社会の一員として活躍できることを目指す。

今年も元気で過せるように

新年の気持ちで迎える

今年も元気で過せるように、新年の気持ちで迎える。新年は、希望と夢を抱いて迎える。新年は、希望と夢を抱いて迎える。新年は、希望と夢を抱いて迎える。

保育園児の絵画展や歌発表

子供たちの才能を披露

保育園児の絵画展や歌発表が、1月25日、山崎公園で開催された。子供たちの才能を披露した。絵画展や歌発表は、子供たちの成長を支援することを目的として実施された。子供たちは、元気な発表を行った。

業者の登録申請

建設工事及び測量・建設コンサルタント等

(受付期間) 3月1日(水)～3月31日(金)

平成7年度八幡市が実施する建設工事等について、業者が登録申請を行う。登録申請は、3月1日から3月31日まで受け付ける。登録申請には、必要な書類を提出する必要がある。

市議会議員立候補者説明会

選挙権年齢が18歳に引き下げられる

八幡市選挙管理委員会では、平成7年4月23日執行予定の八幡市議会議員一般選挙立候補者説明会を開催する。説明会では、立候補に必要な書類の交付及び選挙運動などについての説明を行う。

説明会日時: 2月23日(金)午後1時30分から
説明会場: 市文化センター4階小ホール
問い合わせ: 八幡市選挙管理委員会(電話: 983-1111内線348・349)へ

平成7年国勢調査(10月1日)

調査員を募集します

今年度の10月1日には、全国一斉に平成7年国勢調査が実施されます。調査員を募集しています。調査員は、調査対象者の住所を確認し、調査票を回収する役割を担います。調査員としての応募資格は、日本国籍を有し、調査対象者の住所を把握していること、調査期間中に調査対象者の住所に滞在できること、調査票の回収・整理が可能なことなどです。調査員の募集期間は、10月8日から10月15日までです。興味のある方は、お電話で問い合わせください。

お問い合わせ: 国勢調査事務局(電話: 983-1111)

みんなが支える国民年金

国民年金は、日本国内に居住する20歳以上の日本人に加入が義務付けられています。国民年金は、老後の生活を支える重要な制度です。国民年金に加入すると、毎月保険料を支払って、将来にわたって年金を受け取ることができます。国民年金の保険料は、収入に応じて異なります。国民年金に加入し、将来にわたって年金を受け取ることが大切です。

国民年金の加入方法: 国民年金事務所(電話: 983-1111)

